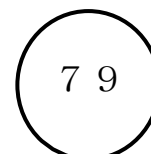


# 令和3年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立浮羽究真館高等学校
課程又は 教育部門	全日制課程



## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめ防止対策推進法（以下「法」）の基本理念に則り、「①いじめは絶対に許されない」、「②いじめは卑怯な行為である」、「③いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」の共通認識に立ち、いじめのない学校づくりのために、本校の教育目標、および人権教育の基本方針に基づいて、生徒が安心して学習や諸活動に取り組める環境づくり、集団の一員として互いの立場を尊重しあい認め合うことのできる人間関係づくりに努める。より具体的には、「①いじめの未然防止」、「②いじめの早期発見」、「③いじめ防止に係る教職員の資質向上」、「④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進」の4点を柱に組織的な取組を行う。また、生徒会による活動、関係機関や家庭との連携によって、いじめが起きない雰囲気づくりに努める。もしいじめが起こった場合には、いじめを受けた生徒の生命と心身の保護のために連携して迅速かつ有効な措置をとりうる体制を構築する。以上の目標を達成するための中核となる組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実をふまえ、生徒をいじめに向かわせないための取組を組織的・計画的に行う。取組の基本として、「①コミュニケーション能力の育成」、「②授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり」、「③集団の一員として互いを認め合う人間関係づくり」、「④教職員がいじめを助長しないように、言動に留意する」の4点を組織的に行う。また、人権教育の取組を通じて、いじめは重大な人権侵害であることを理解させ、人権を尊重する精神と態度、いじめを許さない意志と実践力の育成を図る。部活動では、顧問が部室の使用法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について適宜指導を行う。職員研修では、いじめや発達障がい、性同一性障がいなど人権教育に係る内容を実施する。

## 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

### （1）基本的考え方

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることや心身の苦痛を感じないまたは心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知する。

## (2) いじめの早期発見のための措置

教職員一人一人が生徒との信頼関係の構築に努めながら、日常的に目配りをし、生徒の変化やメッセージを見逃さない。また、生徒の変化やメッセージに気づいた場合には、すぐにいじめ防止対策委員会に報告・相談し情報を共有する。また、学校のみならず、外部専門家等との連携を通じて、生徒が相談しやすい体制を整える。

- ① 生徒のささいな変化に気づく
  - (ア) 教職員が生徒の言動に細心の注意を払う。
  - (イ) 定期的にいじめに関するアンケートを実施する。
  - (ウ) 定期的に個人面談を実施する。
  - (エ) 教育相談体制の充実を図る。(相談しやすい体制づくり)
  - (オ) 適宜、ネットパトロールを実施する。
- ② 情報の確実な共有
  - (ア) 学年会において生徒情報を共有する機会を定期的に設ける。
  - (イ) 教育相談委員会において生徒情報を共有する機会を定期的に設ける。
  - (ウ) いじめ防止対策委員会への報告・連絡・相談の徹底を図る。
- ③ 迅速な対応
  - (ア) 得られた情報に基づいて、いじめ防止対策委員会において速やかに対応を検討し、関係する生徒に迅速に対応する。

## 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

### (1) 基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた場合（インターネットを利用したいじめを含む）には、速やかにいじめ防止対策委員会が対応し、いじめられた生徒を守る。いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を促すという視点に立って、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、教職員の共通理解、保護者の協力、必要に応じて関係機関・専門機関との連携を図る。

いじめの認知は、特定の教職員ではなく、いじめ防止対策委員会で行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

特に心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒もいることを配慮し、様々な変化をとらえて、適切に対応する。

### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① けんかや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。また生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、対応する。
- ② ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に直ちに報告する。その後はいじめ防止対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取り、情報を共有する。また、いじめの疑いがある事案を把握した時点で県教育委員会へ管理職から電話で第一報を入れる。事実確認の結果は、県教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ④ いじめた生徒に対して指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合やいじめが犯罪行為として認められる場合、いじめられている生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤ 部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。

⑥部活動指導員、非常勤講師等においては、部活動の指導を開始する前に、上記の対応について周知を行う。

### (3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

まず、いじめられた生徒から丁寧に事情を聴き取るとともに、関係生徒からも聴き取りを行う。その際、情報を提供した生徒の要望に配慮するなど、適切に対応する。

事情聴取にあたっては、いじめられる側にも問題があるという認識ではなく、いじめられた生徒の自尊感情が高まるよう配慮しながら聴き取りを行う。また、支援にあたっては、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに十分に留意して対応する。

いじめられた生徒や保護者に対しては、家庭訪問等を通じて速やかに事実関係を報告し、組織的に生徒を守ることを伝える。併せて、いじめられた生徒が信頼できる人（親しい友人、部活動顧問等関わりが深い教職員、家族、地域で関わりが深い人）や必要に応じて心理・福祉等の外部専門家と連携し、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保など、いじめられた生徒の支援体制を構築する。

### (4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒から事情聴取を行った後、いじめ防止対策委員会で協議し、いじめであったと判断された場合、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また必要に応じて外部専門家の協力を得る。

事情聴取の内容は、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。また、保護者と連携して、以後の対応に協力を求めるとともに、保護者に対して継続的に助言を行う。

いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為で、重大な人権侵害であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景にも注目し、当該生徒がいじめに向かわないように健全な成長を促す指導を行う。なお、いじめの状況によっては、心理的な孤立感や疎外感を与えないように配慮した上で、特別指導・出席停止・警察との連携による措置等、毅然とした対応をするとともに、プライバシーにも十分に留意して対応する。

### (5) いじめが起きた集団への働きかけ

事案に直接に関係してはいないものの、いじめを見ていた生徒に対しては、いじめを自分の問題としてとらえさせる教育活動を行う。いじめ防止のための年間計画に位置づけている取組、人権教育の取組に加えて、臨時・緊急のHR活動・学年集会・全校集会等により、いじめを止めることはできなくても、だれかに知らせる勇気を持つことの大切さを伝え、いじめを許さない態度の育成を図る。

### (6) ネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、直ちに削除する措置をとる。

生徒に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。また、早期発見の観点から、適宜、ネットパトロールを実施する等、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の早期発見に努めるとともに、インターネット上の問題に関しての相談の受付や、関係機関の取組について生徒に情報を提供し、周知を図る。さらに、未然防止の観点から、ネットに関する講演会を実施するなど、情報モラル教育の充実を図るとともに、保護者に対しても、三者面談や学年通信等を通じて、インターネット上のトラブルの深刻さに対する理解を促す啓発活動を継続的に行う。

### (7) いじめの解消

「いじめが解消されている」とは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないため、次の要件を満たすこととする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に

応じ、他の事情も考慮して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを利用したいじめを含む）が止んでいる期間が、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会が検討する。その間、被害・加害生徒の様子を観察し、学年会や教科会、教育相談委員会で情報を共有し、いじめ防止対策委員会に報告する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

③上記①、②の要件が満たされた状態で、いじめ防止対策委員会に報告後、協議を経て、校長がいじめは解消されたかを判断する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を守り、その安全・安心を確保する。いじめ防止対策委員会は、いじめが解消に至るまで、被害生徒の支援のため、情報の共有、支援内容や職員の役割分担など、対処プランを作成し実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎないため、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学年会や教科会、教育相談委員会で情報交換を行い、日常的に注意深く観察する。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。  
・ 児童生徒が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な傷害を負った場合  
・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

### （1）重大事態の発生と調査

発見・通報されたいじめの事案が、いじめによって生徒の生命・心身・財産に重大な被害が生じる疑いがある、あるいはいじめられた生徒が長期間の欠席を余儀なくされるような「重大事態」と認められた場合には、校長が責任を持って速やかに県教育委員会を通じて県知事に報告する。

県教育委員会が学校を重大事態の調査主体と判断した場合には、速やかに校内に重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。調査組織には、当該の事案に利害関係のない第三者から専門的知識や経験をもつ外部の専門家の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保する。調査では、因果関係の特定を急ぐのではなく、いじめが「いつ」「だれから」「どのように」行われたか、いじめを生んだ背景、生徒の人間関係に係る問題点、教職員の対応等の客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査を行う。

## (2) 調査結果の提供及び報告

いじめられた生徒やその保護者に対して、いじめが「いつ」「だれから」「どのように」行われたか、学校がどのように対応したか、今後の事態防止策など適切に情報提供を行う。最終的な調査結果の提供だけでなく、経過報告を行うことで、「生徒を守る」という学校の強い意志を示し、生徒・保護者に安心感を与える。

なお、これらの情報の提供に当たっては他の生徒のプライバシー保護を配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

最終的な調査結果は、校長が責任を持って県教育委員会を通じて県知事に報告する。また、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて県知事に送付する。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

### (2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ①当該組織は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。
- ②当該組織は、いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ③当該組織は、いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急に会議を開き、いじめの情報迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応の方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
- ④当該組織は、学校いじめ防止基本方針に対して地域や保護者の理解を得ることを通じ、地域や家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学年通信等を通じて家庭との緊密な連携・協力を図る役割を担う。

### (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ①当該組織は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。なお、この際、当該組織に求められているのは、因果関係の特定を急ぐことではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。
- ②当該組織が行う調査は、民事・刑事上の責任追及や、争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

## 7 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめの未然防止に関する取組、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談の実施、校内研修の実施）に係る達成目標を設定し、評価において目標の達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

学校いじめ防止基本方針については、保護者や地域住民が、学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるよう、ホームページに掲載する。また、学校関係者評価委員や学校評議員からの意見を参考に、学校いじめ防止基本方針を作成するよう留意する。